

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和4年8月)

柔道整復師 (整骨院・接骨院) のかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。
しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。



健康保険の対象となる場合

- 急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については
医師の同意が必要です
(応急処置を除く)



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善の見られない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- 仕事中や通勤途上におきた負傷



正しく受診するためのポイント

✓ 負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合、通勤途上に負った負傷に健康保険は使えません。

✓ 「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印しましょう

「療養費支給申請書」は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入する際は傷病名・日数・金額に間違いがないか、よく確認しましょう。

✓ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

わが社の健康経営®

このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。
「健康経営®」は、社員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今月の事業所様

青森合同青果株式会社 様

事業所所在地：青森県青森市 従業員数：61名 事業内容：青果物の卸売

取組内容

社員食堂でベジファーストを推進し、希望者には千切りキャベツや玉ねぎサラダを追加。

また、旬の果物をデザートとして毎日提供しています。

青果物の卸売業者として野菜、果物の機能性を実感しながら健康づくりに取り組んでいます。



煮込みハンバーグ、ポテトサラダ、
キャベツの味噌汁、千切りキャベツ、
玉ねぎサラダ、スイカ、河内晩柑（熊本県産）、
甘夏（鹿児島県産）、カラマンダリン（愛媛県産）

取組のご感想を伺いました！

初めは年配の方の希望でスタートしたのですが、今では若い人も積極的に注文していて従業員全体の食に対する意識が変わってきているのを実感します。

今後も食を通じて社員の健康増進に取り組んでいきたいと考えています。

青森県「健康経営認定制度」の認定を目指す事業所様へ

健康づくり担当者養成研修のご案内

青森県「健康経営認定制度」の認定要件の一つとして、事業所に設置が求められる「健康づくり担当者」を養成するための研修です。認定を目指す事業所様は、青森県ホームページよりお申込み方法等をご確認ください。

開催日程	開催場所
終了 6月29日(水) 午後	WEB会議方式によるオンライン開催
9月14日(水) 午後	WEB会議方式によるオンライン開催
12月16日(金) 午後	WEB会議方式によるオンライン開催

健やか力推進センター 健康づくり担当者養成研修

検索